

監理技術者等の専任を要しない期間について

貝塚市総務部契約検査課

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間は、工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と建設業者との間で、その期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要であり、当該期間中は監理技術者等を非専任で配置する必要があります。

※入札参加資格要件や特記仕様等で監理技術者等の配置制限をしていない条件で契約した工事である場合に限り、適用するものとします。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ アからウに掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、イの場合に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における非常時の対応方法等について発注者の承諾を得る必要があります。